

【第117回生涯教育講座】

アルコール健康障害対策基本法に関する
背景と概要、今後の動向かん だ ひで ゆき
神 田 秀 幸

キーワード：アルコール健康障害対策基本法，社会環境，保健指導，簡易介入

要 旨

2010年5月の世界保健機関総会にて，アルコールによる健康影響や死亡を減少させるため，「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略」が採択された。この採択で，アルコール規制の流れは全世界的なものになった。これを受けて，わが国では2013年12月にアルコール健康障害対策基本法が成立し，アルコール対策が推進されることとなった。

本稿では，アルコール健康障害対策基本法に関する経緯とその概要，法をふまえた今後の動向について，解説を行う。アルコールの問題は精神科領域だけでなく，かかりつけ医の段階においても保健指導や簡易介入の機会が増えていく可能性が示唆された。今後の診療報酬改定の際に，アルコール関連指導料の設定等が検討されている。公衆衛生上の課題として，タバコ対策同様，今後，アルコール健康障害防止が予防と診療が連携した形で，社会的に大きな広がりを見せていく動きにある。

I. はじめに

わが国の習慣飲酒率の推移は，国民栄養調査および国民健康・栄養調査において，調査法変更の影響を除くと，男女ともに若干減少する時期はあるものの，おおむね大きく変わらない傾向にある¹⁾。長年の多量飲酒は，高血圧・糖尿病などの生活習慣病を招きやすく，臓器障害は肝臓のみならず消化器系や循環器系など全身に及ぶ。アル

コール依存症だけでなく，多量飲酒自体も DSM-VI ではアルコール使用障害として疾患として診断されるようになった。図1に，アルコールの「有害な使用」の概念図を転載した²⁾。さらに，酒の席での暴言・暴力や飲酒の強要など，飲酒しない人が飲酒者から受ける害，アルコールハラメントもアルコールの間接的な害として問題になっている。

世界的には，飲酒による健康障害を減少させようとする動きが加速している。2010年5月の世界保健機関（WHO）総会にて，「アルコールの有害な使用を軽減するための世界戦略（以下，

Hideyuki KANDA

島根大学医学部環境保健医学講座

連絡先：〒693-8501 出雲市塩冶町89-1

島根大学医学部環境保健医学講座